○さいたま商工会議所会費及び負担金に関する規約

平成16年2月6日制定
令和4年6月29日改正

（趣旨）

第1条　この規約は、さいたま商工会議所定款第17条第2項及び第29条第1項の規定に基づき、会員の会費及び特定商工業者の負担金に関する事項を定めるものとする。

（会費1口の金額）

第2条　会費1口の金額は、年額3,000円とする。ただし、新規に加入した会員の初年度の会費は、次のとおりとする。

(1)　初年度会費は、月割り計算とする。

$$(3,000\text{円}\times\text{口数})\times\frac{3\text{月までの残り月数}}{12}$$

(2)　単位は100円とし、100円未満は切り上げる。

（会費負担口数）

第3条　会員の負担する会費の口数は、原則として次の基準とする。

個人会員	2口以上
法人会員	4口以上

（役員及び議員の負担口数）

第4条　役員（専務理事・理事を除く。）及び議員の負担する会費の口数は、前条の規定にかかわらず次の基準とする。

会　頭	1,000口以上
副会頭	350口以上
監　事	150口以上
常議員	150口以上
1号議員	80口以上
2号議員	100口以上
3号議員	110口以上

（会費の納入方法）

第5条　会員の会費は、その年額を毎年4月に一括納入するものとする。ただし、特別の理由があって一括納入することができないときは、本商工会議所の承認を得て、4月及び10月の2期に分納することができる。

2　新規会員については、入会日に一括納入とする。

（負担金の金額）

第6条　特定商工業者に負担金を賦課する場合は、年額1,000円とする。

（負担金の納期及び納入方法）

第7条　負担金の納期は、毎年6月とし、その年額を一括して納入するものとする。